

坂東市地域防災計画

地震災害対策計画編

令和3年2月

坂東市

目次

第1章 災害予防計画	1
第1節 組織整備計画	1
第2節 相互応援体制整備計画	2
第3節 自主防災組織編成計画	3
第4節 情報通信設備等の整備計画	4
第5節 防災まちづくりの推進計画	5
第6節 建築物等の不燃化・耐震化推進計画	8
第7節 土木施設の耐震化推進計画	11
第8節 ライフライン施設予防計画	12
第9節 地盤災害防止対策計画	14
第10節 危険物等予防計画	16
第11節 緊急輸送整備計画	19
第12節 火災予防計画	21
第13節 医療救護活動整備計画	24
第14節 燃料確保計画	27
第15節 防災知識普及計画	28
第16節 防災訓練計画	31
第2章 災害応急対策計画	32
第1節 組織動員計画	32
第2節 災害情報の収集・伝達計画	34
第3節 通信計画	40
第4節 広報計画	41
第5節 自衛隊災害派遣要請計画	42
第6節 応援要請計画	43
第7節 避難計画	44
第8節 輸送計画	45
第9節 交通計画	46
第10節 消防活動計画	48
第11節 医療・助産計画	51
第12節 危険物等応急保安計画	52
第13節 燃料確保計画	54
第14節 災害救助法適用計画	55
第15節 文教対策計画	56
第16節 建築物の応急復旧計画	60
第17節 土木施設の応急復旧計画	62

第 18 節	ライフライン施設の応急復旧計画.....	63
第 19 節	防疫計画	71
第 20 節	清掃計画	72
第 21 節	障害物除去計画.....	73
第 22 節	遺体の搜索及び処理埋葬計画.....	74
第 23 節	防災ヘリコプター要請計画	75
第 24 節	労務計画	76
第 3 章	東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画	77
第 1 節	計画作成の趣旨	77
第 2 節	計画作成の基本方針	78
第 3 節	防災責任者が実施する事務又は業務の大綱.....	79
第 4 節	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令	81
第 5 節	警戒宣言発令時の対応措置	84

第1章 災害予防計画

第1節 組織整備計画

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

第1 防災体制整備

市は、災害対策基本法第16条に基づき、市防災会議を設置し、市地域防災計画を作成し、対策推進を行う。

第2 市の活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、次の事項について職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、市地域防災計画に基づき災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図る。

- 1 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- 2 災害時における体制（動員体制等）
- 3 地域防災計画の内容
- 4 県の地震被害想定調査の結果
- 5 地震に関する基礎知識

また、市の各部局は、災害時に他の部局とも円滑に連携が図れるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど部局間の連携体制を整備しておくものとする。

この際、業務継続計画（BCP）を策定することなどにより、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第3 防災関係機関等との連携

災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を整備しておくものとする。

第2節 相互応援体制整備計画

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

第1 相互応援

1 相互応援協定の締結

市は、市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

なお、県は、消防組織法第39条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」を締結している。

2 県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 公共的団体等との協力体制の確立

市は、その区域内又は所掌事務に関する公共的団体に対して、災害時において応急対策等に對しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

4 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

5 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

6 相互応援の体制整備

市は、県の「いばらき災害対応支援チーム」へ参画し、応援受援が円滑に行なうことができる体制を整備する。

資料編　・応援協定等一覧

第3節 自主防災組織編成計画

風水害等対策計画編第1章第12節「自主防災組織編成計画」を準用する。

第4節 情報通信設備等の整備計画

風水害等対策計画編第1章第7節「情報通信設備等の整備計画」を準用する。

第5節 防災まちづくりの推進計画

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、災害による被害を最小限にするために、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。

地震に強いまちづくりを進めるに当たっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとする。

第1 防災まちづくり方針の策定

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、これを市都市計画マスタープラン等の都市計画マスタープランへ位置づける。

- 1 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- 2 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- 3 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- 4 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画

上記マスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るために地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

第2 防災空間の確保

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

1 緑地保全地域・特別緑地保全地区の決定

都市緑地法に基づき、緑地保全地域等を指定して、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てるものとする。

2 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図る。

3 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時においては、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献す

るところが大きい。

このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

4 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。

5 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては消防車両が進入できない道路が多く、火災発生の危険性が高いだけではなく、消防活動の困難性が特徴としてあげられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。

このため、消防活動困難区域においての街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

第3 防災拠点の整備

市は、災害応急活動の中核となる、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

また、令和2年9月に坂東市地域利便施設基本計画を策定し整備を進めている地域利便施設については、災害時において地域の避難場所とするとともに、被災地の復旧・復興の広域的な支援拠点として関係機関と連携を図りながら、緊急物資の集積・分配や、自衛隊・消防・警察等による救援活動等の拠点として整備する計画としている。

第4 市街地開発の推進

市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により、他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備を推進する。

市は、木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備促進事業等の面的整備事業を推進している。

第5 避難施設の整備

1 避難施設整備計画の作成

市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

2 避難場所

市は、延焼火災、崖崩れ及び建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

(1) 避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

(2) 避難場所は、行政区単位で検討し、到達距離は1km以内とする。

3 広域避難場所

密集市街地等については、災害時の延焼火災の発生が想定されるため、2の避難場所に加え、さらに規模の大きい避難場所が必要となる。このため、次の設置基準に従って、広域避難場所の整備を行う。

(1) 広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2m²以上を確保することを原則とする。

(2) 広域避難場所は要避難地区住民の全ての住民を収容できるよう配置するものとする。

(3) 広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。

(4) 広域避難場所は、大規模な崖くずれや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

(5) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。

(6) 地区分けをする場合においては、行政区単位を原則とするが、主要道路・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は2km以内とする。

4 避難路の確保

広域避難場所を整備した場合は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定するものとする。さらに、市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の確保に努めるものとする。

(1) 避難道路は概ね8m~10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

(2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。

(3) 避難道路は、相互に交差しないものとすること。

資料編　・避難所・避難場所一覧

第6節 建築物等の不燃化・耐震化推進計画

地震による建築物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化の推進を図る。特に既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震性の強化を推進するものとする。

第1 建築物の耐震化の推進

1 既存建築物の耐震化

(1) 一般建築物の耐震化

市では、昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅を対象に木造住宅耐震診断士派遣事業を行っている。診断結果に基づき住宅の耐震改修を促進し、地震発生時における建築物倒壊による被害の防止を図るものとする。

(2) 公共建築物の耐震性の向上

市有施設の耐震診断を実施し、補強の必要な建築物は速やかに、かつ、計画的に耐震改修を行う。実施に当たっては、避難、救護及び災害対策活動の拠点となる市役所、学校、医療機関等防災上重要な建築物から優先して行うものとする。

2 応急危険度判定体制の確立

地震により被災した建築物の危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う茨城県震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）及び大規模災害（地震等）により被災した宅地の危険度判定（以下「被災宅地危険度判定」という。）を行う茨城県被災宅地危険度判定士（以下「被災宅地判定士」という。）は、県が要請する。市は、震災時に、「判定士」「被災宅地判定士」による判定作業が円滑に行われるよう、日頃から情報交換に努める。

3 建築物の落下物対策の推進

(1) 窓ガラス、看板等の落下防止

多数の人が通行する道路等に面する建物の窓ガラス及び家庭内のガラス戸棚等の転倒防止等の安全対策の実施を指導するとともに、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行うものとする。

(2) ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

ア 住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

イ 市は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

ウ 市は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

エ 市は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

第2 建築物の不燃化の推進

1 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集し災害により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率の高い商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

市では、現在 12.0ha の準防火地域が指定されている。

2 屋根不燃化区域の指定

県は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、必要に応じ指定の拡大を図る。

3 建築物の防火の推進

県は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

第3 建築物の液状化被害予防対策の推進

市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を未然に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

1 液状化予防対策

- (1) 木造建築物については、必要に応じて、地盤が軟弱な区域を指定する。(根拠指定：建築基準法施行令第42条)
- (2) 小規模建築物（階数が3以下）を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

2 液状化対策工法

地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導するものとする。

- (1) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- (2) 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- (3) 基礎杭を用いる。

なお、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」においては以下の対策の推進が必要とされている。

- ・地盤改良、基礎杭の打設等の施設対策の推進
- ・液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備
- ・大規模開発での液状化対策にむけた連携、調整
- ・液状化による被害軽減のための調査研究

第4 防災対策拠点施設の耐震性の確保等

1 市及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

市及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、市が策定した耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備に努める。

2 不特定多数の者が利用する特定建築物の所有者による施設の耐震化

不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

市は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

第5 文化財保護

市及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の設備の促進を図る。

併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第7節 土木施設の耐震化推進計画

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。従って、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため、各施設に耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

第1 道路施設の耐震化等の推進

県等は次の対策を行うことで耐震化等の推進を図る。

1 道路施設の耐震性の向上

- (1) 橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- (2) 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

2 道路ネットワークの確保

- (1) 第1次緊急輸送道路については原則4車線で整備する。4車線での整備が困難な第1次緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。

また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとする。

- (2) 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- (3) 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- (4) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

第2 河川の耐震化の推進

県は、河川管理関連施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討を行い適切な対応策を実施する。特に浸水等による二次災害発生が想定される地域における水門、樋管などの河川構造物の改築改良を優先的に行う。また、テレメーターシステムの更新を図り、水防活動に必要な情報を的確かつ迅速に収集・配信し、出水時には的確かつ迅速に対処できるような体制を確立する。

第8節 ライフライン施設予防計画

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。従って、これらの施設について、災害後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることはより重要かつ有効である。このため、各施設に耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

第1 上水道施設の耐震化

市は、水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

1 水道施設の耐震化

耐震性の低い施設や老朽化した管については、計画的な更新を図る。

2 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するため、浄水場間を結ぶ緊急連絡管や非常用発電設備を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

3 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

第2 下水道施設の耐震化

1 既存施設の耐震化

市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

(1) 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

(2) 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

(3) 耐震化の具体例

ア 可とう性・伸縮性を有する継手の採用

イ 地盤改良等による液状化対策の実施

2 新設施設の耐震化

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

第3 電力施設の耐震化【東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社】

1 送電設備

架空電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るた

め、同基準に基づき設計を行う。また、液状化については、設備の重要度等を勘案し必要に応じて対策を行う。

地中電線路……終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とする。

2 変電設備

機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

3 配電設備

架空電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、地盤軟弱箇所（液状化地域等）における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行う。

地中電線路……地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

4 通信設備

通信設備は、電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行う。

第4 電話施設の耐震化【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

1 電気通信設備等の耐災性向上対策

耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進等

2 電気通信システムの信頼性向上対策

- (1) 主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）
- (2) 主要中継交換機の分散設置
- (3) 通信ケーブル地中化の推進
- (4) 大都市におけるとう道（共同溝を含）網の構築
- (5) 電気通信設備に対する予備電源の確保
- (6) 重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）
- (7) 社内システムの高信頼化等

3 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

- (1) 重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）
- (2) 災害等時のトラヒックコントロール
- (3) そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等

第9節 地盤災害防止対策計画

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

第1 地盤災害危険度の把握

1 地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

2 地盤情報の公開

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや液状化マップ等の防災地図により公開していく。

第2 土地利用の適正化の誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

1 防災まちづくり方針に基づく安全を重視した土地利用の確保

市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区の土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

2 土砂災害警戒区域等の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

ハザードマップの作成等により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知を図るとともに、砂防法（明治30年法律第29号）等の適切な運用を図る。

資料編　・土砂災害警戒区域等指定箇所一覧

第3 斜面崩壊防止対策の推進

地震による土砂災害から、住民の生命及び身体を保護し、安全で快適な生活環境を確保するため、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

また、地震が発生すると地盤の緩みが生じ、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、必要に応じて斜面崩壊のおそれのある箇所の緊急点検を実施する。

ソフト対策については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づく警戒避難体制の整備を進める等、住民への周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

第4 造成地災害防止対策の推進

1 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、巡視等により違法な開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡回強化及び注意の呼びかけを実施する。

2 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(3) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

第5 地盤沈下防止対策の推進

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

第6 液状化防止対策等の推進

液状化による被害を軽減するため、市、県及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

第10節 危険物等予防計画

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類及び毒劇物をいう。以下同じ）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

第1 石油類等危険物施設の予防対策

1 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

2 大規模タンクの耐震化

市は、消防本部と連携して、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備え、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

3 保安確保の指導

市は、県と協力して、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

4 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

5 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

第2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策

1 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の保安の確保を促進するため、次の対策を推進する。

なお、円滑かつ効果的に予防対策を推進するため、一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接に連携し、事業者に対して周知徹底を図るとともに事業者の一層の自主保安を促進する。

(1) 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

(2) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

県は、法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

(3) 事業者間の相互応援体制の整備

県は、地震時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

(4) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(5) L Pガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

2 火薬類の予防対策

(1) 製造所への対策

ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

(2) 火薬庫への対策

ア 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

(3) 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

資料編　・危険物製造所等の現況
　　・火薬等取締対象施設の現況

第3 毒劇物取扱施設の予防対策

1 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

(1) 登録施設に対する指導

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務づけられている施設に対しては、その登録申請時等に施設の耐震化等について理解を求めるものとする。また、併せて危害防止規定の整備を指導する。

(2) 登録外施設に対する指導

県は、上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物又は劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

(3) 毒劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

毒劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管理者の資質の向上に努める。

2 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

(1) 毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。

ア 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

イ 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

(ア) 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者

(イ) 設備等の点検・保守を行う者

(ウ) 事故時における関係機関への通報を行う者

(エ) 事故時における応急措置を行う者

ウ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

エ ウに掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

カ イに掲げる者に関する教育訓練に関する事項

(2) 防災訓練の実施

毒劇物取扱施設の管理者は、上記オに掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう定期的に防災訓練を実施する。

3 毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第11節 緊急輸送整備計画

地震による被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行なうことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両等の調達体制を整備していくものとする。

第1 緊急輸送道路の指定・整備

1 緊急輸送道路の指定

県は、陸上、海上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定結果や地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、次に示す県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行う。

指定に当たっては次の考え方に基づき、「第1次緊急輸送道路」、「第2次緊急輸送道路」及び「第3次緊急輸送道路」を整備する。

(1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

ア 広域、地域間の緊急輸送を担う交通軸

イ 交通軸と防災拠点（Aランク）を連絡する道路、又は防災拠点（Aランク）を相互に連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

ア 第1次緊急輸送道路と防災拠点（Bランク）を連絡する道路、又は防災拠点（A、Bランク）を相互に連絡する道路

イ 第1次緊急輸送道路を補完し、地域内の緊急輸送を担う道路

(3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク

ア 第1次及び第2次緊急輸送道路を補完し、防災拠点までを接続する道路

※防災拠点

Aランク：特に重要な防災拠点（県庁、重要港湾、空港、災害拠点病院 等）

Bランク：重要な防災拠点（市町村役場、指定行政機関、港湾、自衛隊 等）

Cランク：その他の防災拠点（運輸機関、指定公共機関、救急告示医療機関 等）

資料編　・緊急輸送道路一覧

2 緊急輸送道路の整備

市は、県指定の緊急輸送道路と災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点とを結ぶ市道について耐震強化を推進するとともに、緊急輸送道路に指定された施設の管理者に当該緊急道路の耐震強化の推進とその整備を要請するものとする。

第2 ヘリポートの指定・整備

市は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートが災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講じるものとする。

資料編　・ヘリコプター離着陸場一覧

第3 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

1 啓開用資機材、車両の調達体制の整備

市は、啓開作業に必要な資機材及び車両等の調達については関係団体への協力を要請し、資機材、車両の種類及び数量について常時確保できる協力体制を整備する。

2 緊急通行車両等の調達体制の整備

市は、市の保有車両等を把握するとともに、必要に応じて協定を締結するなど緊急通行車両等の調達体制の整備に努める。

第12節 火災予防計画

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要な地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

第1 出火予防

1 一般火気器具からの出火の予防

(1) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市は、住民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに、すばやく火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

(2) 電気器具からの出火の予防

市は、住民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

(3) ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

2 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行う。また、市はその旨を周知、指導する。

第2 消防力の強化

地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、市は、消防本部と連携しての消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。

1 消防水利の確保

防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか、河川、プールの利用など水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

資料編　・消防水利の設置状況

2 消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、災害時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。

また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

3 消防団の育成・強化

災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、処遇の改善、団員の教育訓練、青年層・女性層を始めとした入団促進等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、災害時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

4 広域応援体制の整備

(1) 広域消防応援協定

大規模災害時に消防本部は、広域消防応援協定に基づき相互に応援活動をするものとする。

また、複数の消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図るとともに、応援する立場、応援を受入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておくものとする。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておくことが重要である。

第3 救助力の強化

1 救助活動体制の強化

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、市は、消防本部と連携し救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

2 救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

3 消防団の育成・強化

前項3に準ずる。

4 広域応援体制の整備

前項4に準ずる。

第4 救急力の強化

1 救急活動体制の強化

大規模震災時に大量に発生した傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、消防本部と連携し、次の事業を推進する。

(1) 救急救命士の計画的な養成

(2) 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進

(3) 救急隊員の専任化の促進

(4) 救急教育の早急かつ計画的な実施

(5) 消防本部管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）

(6) 住民に対する応急手当の普及啓発

2 防災ヘリコプター、ドクターヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機関と連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

3 集団救急事故対策

集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

第5 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

1 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

2 救出・応急手当能力の向上

(1) 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄や、市内の建築業者等からの調達を推進する。

また、市は、こうした地域の取組みを支援する。

(2) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。

(3) 応急手当方法の普及

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は、防災訓練、広報紙、市ホームページ等を通じて、住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

第13節 医療救護活動整備計画

災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図るものとする。

第1 医療救護施設の確保

1 医療救護施設の耐震性の確保

医療救護の活動上重要な拠点となる病院、診療所等の医療救護施設においては、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律等に従い、耐震診断や耐震改修の措置を行うよう努めなければならない。

2 ライフライン施設の代替設備の確保

(1) 自家発電装置の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を図る。

(2) 災害用井戸等の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、病院においては、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）の耐震性の強化等により、貯水されている水の漏洩防止対策を図るとともに、容量拡充を図る。

第2 後方医療施設の整備

1 災害拠点病院の整備

県は、被災地の医療の確保、被災した地域の医療支援等を行うための災害拠点病院として、基幹災害医療センターを2か所、地域災害医療センターを本市管内では2か所指定している。

災害拠点病院としては次の支援機能を有している。

- (1) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱症等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための診療機能。
- (2) 患者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応。
- (3) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能。
- (4) 地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能。
- (5) 研修機能（基幹災害医療センターのみ）

災害拠点病院の指定状況

区分	医療圏	医療機関名
基幹	全 県	水 戸 赤 十 字 病 院 独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
地域	古 河 ・ 坂 東	古 河 赤 十 字 病 院 茨 城 西 南 医 療 セ ン タ 一 病 院

2 災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）指定医療機関の指定

県は、地震等による大規模な災害の急性期（概ね48時間）における被災地で救助・治療を行うDMA Tを派遣するDMA T指定医療機関を指定し、大規模災害への対応を図っている。

DMA T指定医療機関

医療機関名
筑波メディカルセンター病院
茨城県立中央病院
J A とりで総合医療センター
取手北相馬保健医療センター病院
茨城西南医療センター病院
水戸済生会総合病院
独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
総合病院土浦協同病院
筑波大学附属病院
日立製作所日立総合病院
なめがた地域総合病院
水戸赤十字病院
総合病院水戸協同病院
古河赤十字病院
日立製作所ひたちなか総合病院

第3 医薬品等の確保

医療機関においては、定期的に医薬品の整備、点検等を行い、不足するものについては適宜補充する。また、市は、あらかじめ関係業者との協力体制を確立し、災害時に備えるものとする。

資料編　・医薬品販売業者一覧

第4 医療関係者に対する訓練等の実施

1 病院防災マニュアルの作成

病院は、病院防災に当たっては、災害により病院が陥る様々な場合分けに応じて、適切な対応が行われる必要がある。

病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、医薬品、食糧・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等について留意した病院防災マニュアルを作成するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（B C P）の策定に努める。

なお、この内容について定期的に検証し、必要に応じて見直しを図る。

2 防災訓練の実施

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要であることから、病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

防災訓練の実施に当たっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。

また、市が実施する防災訓練へも参加するよう努める。

第5 医療関係団体との協力体制の強化

市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。また、医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。さらに、会議等を通じ、平時より相互の連携を図る。

第14節 燃料確保計画

風水害等対策計画編第1章第13節「燃料確保計画」を準用する。

第15節 防災知識普及計画

地震による被害を最小限にとどめるためには、住民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災を推進していくために防災教育活動を推進するものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、防災対策要員は、住民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修に努める。

なお、この計画に定めのない事項は風水害等対策計画編第1章第10節「防災知識の普及計画」を準用するものとする。

第1 住民向けの防災教育

住民の一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であり、また、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努めることが求められるため、市は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

1 普及啓発すべき内容

市は、住民に対し、地域のハザードマップや災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知させるとともに、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難勧告等の意味と内容の説明のほか、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

(1) 「自助」「共助」の推進

- ア 最低3日間、推奨1週間分に相当する量の食糧及び飲料水等の備蓄
非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などについても推進する。
また、自動車へのこまめな満タン給油についても推進する。
- イ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策
寝室等における家具の配置などについても、見直しを推進する。
- ウ 避難行動をあらかじめ認識するための取組
地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。
- エ 災害時の家族内の連絡体制の確保
発災当初の安否確認等による輻ぞうを回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の利用及び複数の手段の確保を促進する。
- オ 地域で実施する防災訓練への積極的参加
初期消火など初步的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。
- カ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発を図る。
- キ 「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等

平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。

(2) 緊急地震速報

地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、市は、その特性と限界、具体的な内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周知を行う。

(3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努めるものとする。

(4) 防災関連設備等の準備

- ア 非常用持出袋
- イ 消火器等消火資機材
- ウ 住宅用火災警報器
- エ その他防災関連設備等

2 普及啓発手段

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信するものとする。

(1) 広報誌、パンフレット、防災マップ等の配布

市は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

特に、市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

なお、作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解を促進する。

(2) 講習会等の開催

市は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を、公民館等の社会教育施設を活用して催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(3) その他メディアの活用

- ア テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- イ ビデオ、フィルムの製作、貸出
- ウ 文字放送の活用
- エ インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用
- オ 地震体験車等の教育設備の利用

第2 児童生徒等に対する防災教育

1 児童生徒等に対する防災教育

- (1) 各学校で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。
- (2) 地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。
- (3) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。

2 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

第3 職員に対する防災教育

応急対策を実施する職員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育、計画的かつ継続的な研修に努め、長期的な視点に基づいた人材育成を実施する。

1 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事する全ての職員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

2 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

第4 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化（災害と通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第16節 防災訓練計画

風水害等対策計画編第1章第11節「防災訓練計画」を準用する。

第2章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、それぞれの防災関係機関が、その全機能を発揮してその発生を防ぎよし、又は応急的な救助を行う等災害の拡大を防止するために行うべき措置について定めるものとする。

地震の災害応急対策としては、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。

第1節 組織動員計画

市及び防災関係機関は、市内において災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編第2章第1節「組織計画」及び第2節「動員計画」の定めによるものとする。

第1 災害対策本部設置基準

災害対策本部は、次のような場合に設置する。

- 1 市内の震度が5強以上を記録した場合は、自動的に設置する。
- 2 地震により局地的又は広域的な大規模災害が発生したとき
- 3 「警戒宣言」が発令された場合
- 4 その他市長が必要と認めた場合

第2 本部長の職務代理者の決定

災害対策本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長、教育長及び本部付（総括）総務部長をもって充てるものとする。ただし、緊急の場合で市長が不在等の本部長の職務代理者は、登庁した者のなかから次の順位で本部設置等必要な災害対策を行う。

本部長の職務代理者	
第1順位	副市長（副本部長）
第2順位	教育長（副本部長）
第3順位	本部付（総括）総務部長（副本部長）

第3 配備体制

1 各部の配備体制

本部	区分	基 準	配備要員	参集場所
災害対策本部設置前	注意体制	・震度4を記録したとき。	初期災害情報の収集できる体制 総務課長、管財課長、道路課長、交通防災課職員	交通防災課
	警戒体制	・震度5弱を記録したとき。 ・その他特に本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部の設置に移行できる体制 災害対策本部の職員（危機対策員を含む）、動員一覧表における地区担当職員、各所属長（職員への伝達）及び各施設等責任者	3階大会議室
災害対策本部設置	非常体制	・震度5強を記録したとき。 ・その他特に本部長が必要と認めたとき。	第1次動員 各課3人 (所属長を含み、補佐、係長、主査、副主査等)	3階大会議室及び所属課等
		・震度6弱以上を記録したとき。 ・地震により市内で大規模災害が発生したとき。 ・その他特に本部長が必要と認めたとき。	第2次動員 各課2/3程度 (主幹または技幹相当職以上)	同上
			第3次動員 全職員	同上

2 職員の動員・参集

各部長は、部内の実情に即した動員計画をあらかじめ定めておくものとする。

3 義務登庁

職員は、勤務時間外に震度6弱以上の地震を感じた場合、又は市周辺で震度6弱以上を記録したことを見た場合、登庁することを義務とする。

4 自主参集

職員は、勤務時間外に震度5弱以上の地震を感じた場合、又は市周辺地域で震度5弱以上を記録したことを知った場合、自主的に登庁する。又、地震情報等に注意し、状況に応じて電話連絡等により所属部、班との連絡を取り、進んで所属長の指揮下に入るよう努める。

また、所属部、班への登庁が不能の場合は、風水害等対策計画編第2章第2節「動員計画」に準ずるものとする。

第2節 災害情報の収集・伝達計画

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

なお、この計画にない事項は、風水害等対策計画編第2章第4節「災害情報の収集・伝達計画」の定めによるものとする。

第1 地震情報の収集・伝達

市は、気象庁の発表する震度情報を一刻も早く入手して地震発生後の初動体制をとるものとする。

1 地震情報の収集

市は、県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関や住民に情報を伝達するものとする。

地震情報の種類と発表基準

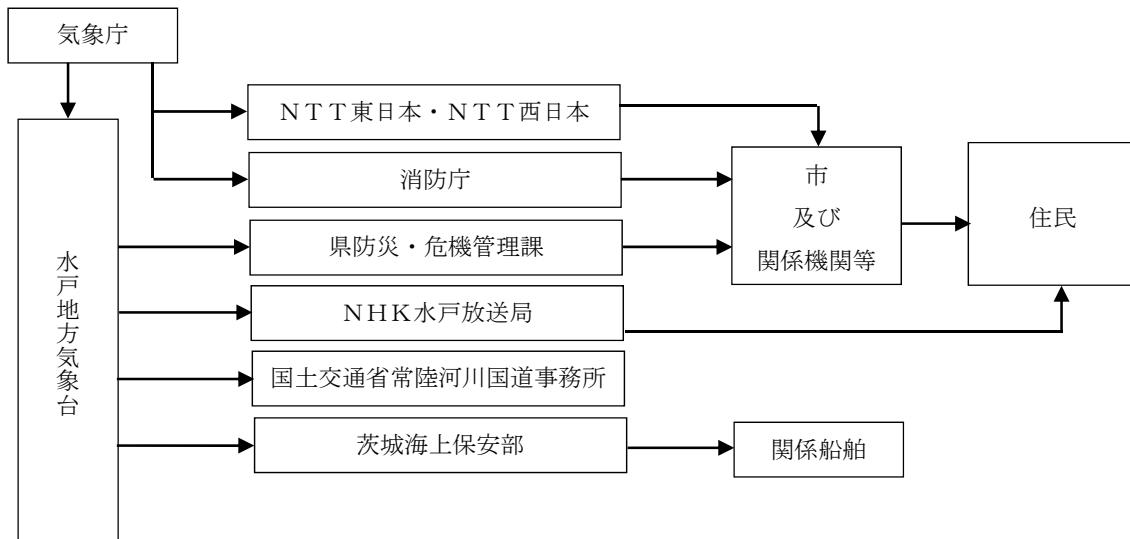
地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加
震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
その他情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

地震情報の種類	発表基準	内 容
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

2 地震情報の伝達

(1) 水戸地方気象台からの伝達系統

地震情報伝達系統図



(2) 市における措置

- ア 市長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- イ 市長は、情報の伝達を受けたときは、市地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。特に、緊急地震速報を受信した場合は、インターネット、防災行政無線等を活用し、速やかに住民等に伝達するよう努めるものとする。

3 異常現象発見者の通報義務

地割れ等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、水戸地方気象台、県、その他の関係機関に通報しなければならない。

第2 被害情報・措置情報の収集・伝達

1 被害情報・措置情報の種類

(1) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路被害、公共施設被害等に関すること。

ア 被害発生時刻

イ 被害地域（場所）

ウ 被害様相（程度）

エ 被害の原因

(2) 措置情報

ア 災害対策本部の設置状況

イ 主な応急措置（実施、実施予定）

ウ 応急措置実施上の措置

エ 応援の必要性の有無

オ 救助法適用の必要性

2 情報収集伝達の方法

被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として茨城県災害情報共有システムを利用して、「茨城県被害情報等報告要領」により行う。

なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

(1) 被害状況

(2) 人的被害状況

(3) 災害対策本部設置状況

(4) 避難所状況

(5) 避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始発令状況

(6) 道路規制情報

3 情報伝達の流れ

災害情報は、把握した防災関係機関から県災害情報共有システムを利用して収集し、県災害対策本部において集約する。

なお、県災害対策本部未設置段階では、県防災・危機管理部防災・危機管理課が同システムにより情報を収集する。

4 市の活動

(1) 市は、市内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部その他必要とする機関に対して県災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

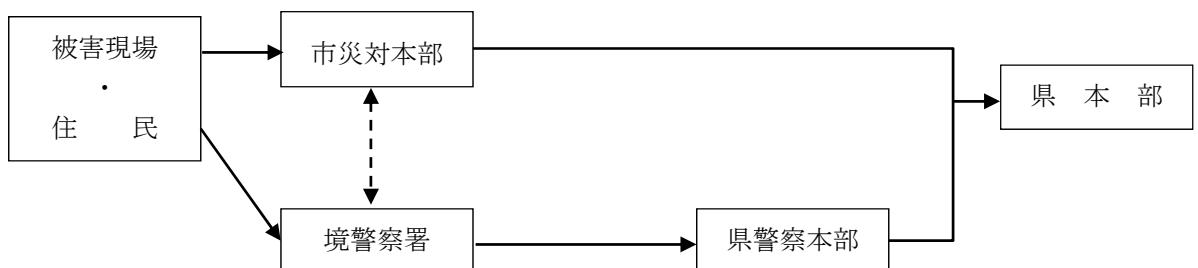
併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

- ア 市災害対策本部が設置されたとき
 - イ 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
 - ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
 - エ 地震が発生し、震度4以上を観測したとき
 - オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき
- (2) 県に報告することが出来ない場合には、国(消防庁)に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。
- (3) 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。
- (4) 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告するものとする。

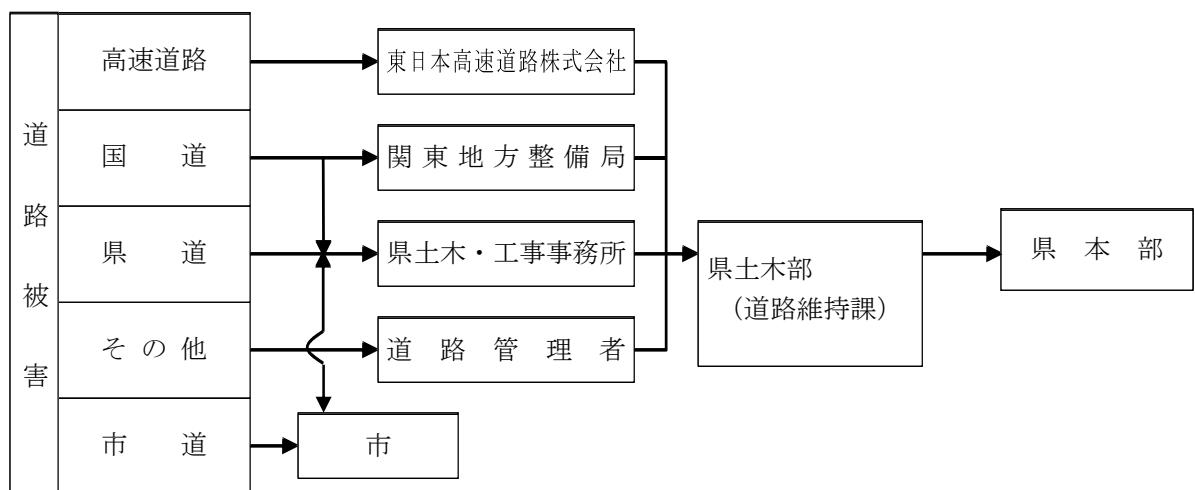
5 被害種類別情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

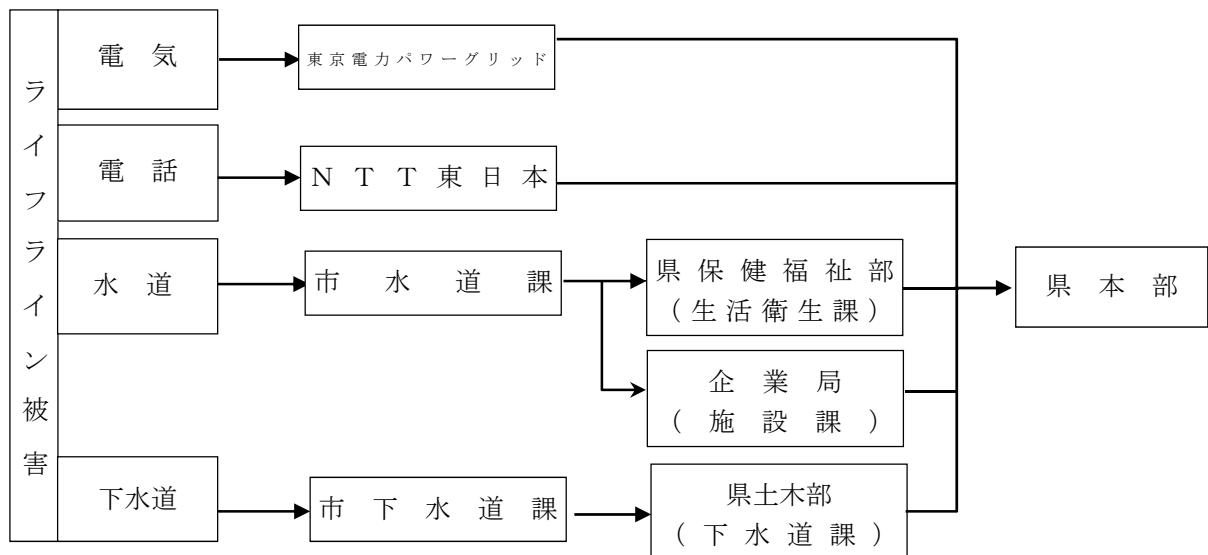
- (1) 情報収集・伝達系統1(死者、負傷者、建物被害、その他の被害)



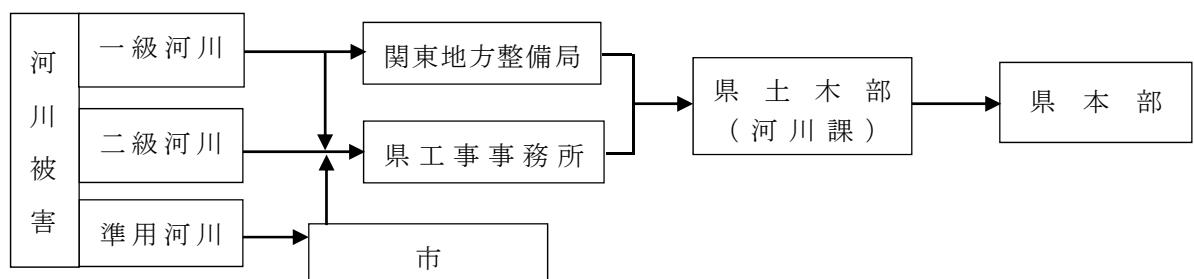
- (2) 情報収集・伝達系統2(道路被害)



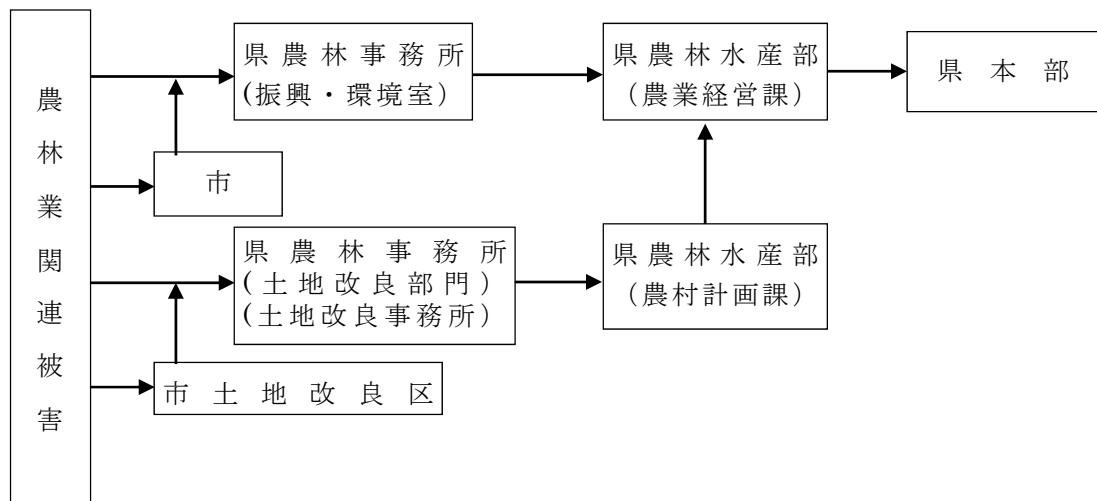
(3) 情報収集・伝達系統3 (ライフライン被害)



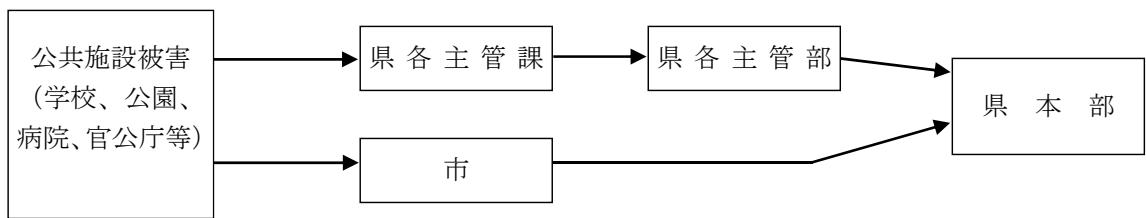
(4) 情報収集・伝達系統4 (河川)



(5) 情報収集・伝達系統5 (農業)



(6) 情報収集・伝達系統 6 (公共施設)



第3節 通信計画

風水害等対策計画編第2章第5節「通信計画」を準用する。

第4節 広報計画

風水害等対策計画編第2章第6節「広報計画」を準用する。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害等対策計画編第2章第22節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第6節 応援要請計画

風水害等対策計画編第2章第24節「応援要請計画」を準用する。

第7節 避難計画

風水害等対策計画編第2章第11節「避難計画」を準用する。

第8節 輸送計画

風水害等対策計画編第2章第19節「輸送計画」を準用する。

第9節 交通計画

震災時において警察、道路管理者が相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限にとどめ、一般交通の安全と緊急通行車両等の通行を確保するために、交通規制を実施するものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編第2章第9節「交通計画」の定めによるものとする。

第1 被災地への流入車両の制限

県警察本部は、災害発生直後において、速やかに被災地を中心とした概ね30kmの地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

1 高速道路対策

首都圏中央連絡自動車道においては計測震度5.0以上の地震が発生した場合は、即時通行止めを実施するとともに通行車両の緊急停止措置を実施する。

2 緊急交通路の交通規制

災害対策基本法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、資料編のとおりである。

資料編・通行の禁止又は制限するときの標識

なお、被災想定地区ごとの緊急交通路指定予定路線は、次表のとおりである。

〔緊急交通路指定予定路線〕

	地区別	路線名
1	県北地区	常磐道（国道6号）
2	県央地区	常磐道（国道6号）、北関東道（国道50号、国道51号）、東関道
3	鹿行地区	国道51号、国道124号、国道355号
4	県南地区	常磐道（国道6号、国道294号、国道354号）、圏央道（国道354号、国道408号）、北関東道（国道50号）

注) (国道6号、50号、51号、354号及び国道408号)は、常磐道、北関東道及び圏央道が使用不能の場合に緊急交通路として指定する場合である。

第2 運転者のとるべき措置

1 運転者の行動

走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- (2) 停止後は、カラーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

2 車両の使用

避難のために車両を使用しないこと。

3 災害対策基本法に基づく交通規制

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。

- (1) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかつたり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

第10節 消防活動計画

地震発生による火災、浸水及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編第2章第7節「消防活動計画」の定めによるものとする。

第1 消火活動

1 消防機関による消火活動

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

市及び消防本部は、住民からの119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第2 救助・救急活動

1 消防機関による救助・救急活動

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

市及び消防本部は、住民からの119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援申請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 救助・救急要請への対応

地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

(3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

(5) 後方医療機関への搬送

ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

イ 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、県救急医療情報コントロールセンターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

ウ 県防災ヘリコプター、ドクターヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

第3 水害防止活動

災害時における水防活動は、水防管理者が定める水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

1 水防管理団体の措置

地震が発生した場合、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水による浸水の発生が予想されるので、水防管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当

たっては、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

2 施設管理者の措置

堤防、水閘門等の管理者は、地震（震度4以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水閘門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じるものとする。

第4 応援派遣要請

市及び消防本部は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により応援を要請する。

第5 応援隊の派遣

消防本部は、他の市町村の被災にあっては、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣市町村での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

第6 自主防災組織等による消火活動

1 出火防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

2 消火活動

住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し又は単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

3 自主防災組織等による救助・救急活動

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

第11節 医療・助産計画

風水害等対策計画編第2章第14節「医療・助産計画」を準用する。

第12節 危険物等応急保安計画

地震発生時には、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

第1 危険物等流出対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合は、市、県及び危険物等取扱事業所は、次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

1 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、市、県等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

2 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

3 市及び県の対応

市は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

県は、市から危険物等流出の連絡を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急措置を実施する。

4 地域住民に対する広報

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため、次により広報活動を実施する。

(1) 危険物等取扱事業所による広報

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、市、県、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

(2) 市による広報

市は、広報車、ホームページ等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

第2 石油類等危険物施設の安全確保

1 事業所における応急処置の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は、各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

2 被害の把握と応急措置

市は、市内の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消防・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

第3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

1 防災活動の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

2 市の対応

地震発生時には、市は必要により県及び県高压ガス保安協会から被災情報の収集に努めるとともに、広報車、ホームページ等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うものとする。

資料編
・危険物製造所等の現況
・火薬等取締対象施設の現況

第4 毒劇物取扱施設の安全確保

1 施設の調査

- (1) 毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管に異状がないかどうかの点検を行う。
- (2) 施設外への毒物又は劇物の流出等を起こすおそれがある場合又は流出等を起こした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、常総保健所、警察署又は消防機関に連絡し、併せて市に連絡する。

2 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

市は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。

また、市は、警察、消防機関と協力の上で住民への広報活動及び避難誘導を行う。

3 流出等のあった毒劇物の処理

県は、市から毒物又は劇物の流出等の連絡を受けた場合には、消防機関等関係機関と連携を図り、毒物又は劇物の中和、希釈等の応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。

第13節 燃料確保計画

風水害等対策計画編第2章第26節「燃料確保計画」を準用する。

第14節 災害救助法適用計画

風水害等対策計画編第2章第10節「災害救助法適用計画」を準用する。

第15節 文教対策計画

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市は、関係機関と緊密に連携し、児童生徒等の安全及び教育を確保するものとする。

第1 児童生徒等の安全確保

1 情報等の収集・伝達

- (1) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、学校の長（以下「校長等」という。）に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- (2) 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により市内の被害状況等災害情報の収集に努める。
なお、児童生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。
- (3) 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又は、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市その他関係機関に報告する。
- (4) 市及び各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

2 児童生徒等の避難等

(1) 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。
なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

(2) 避難の誘導

校長等及び教職員は、児童生徒等の安全を確保するためあらかじめ定めた計画に基づき誘導を行う。
なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

(3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずるものとする。
なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

(4) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引渡しの措置を講ずるものとする。なお、この場合、速やかに市に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

(5) 保健衛生

市及び各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食糧、毛布等を用意する体制を整えておくものとする。

また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

大規模地震における状況別対応行動

	児童生徒等の行動
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> 登下校中の児童生徒等は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 交通機関利用生徒等は、乗務員等の指示に従う。 在宅の場合は登校しない。ただし、危険予想地域在住の児童生徒等は、直ちに避難所へ避難する。 <p>【地震発生時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> できるだけ安全な空間を確保する。 カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 <p>【避難時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 がけ下、川岸からできるだけ早く遠ざかる。 プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれていたり、ひび割れしているところは、速やかに遠ざかる。 火災現場から遠ざかる。 狭い道路はできるだけ避けて通る。 倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在校時	<p>留守家庭の児童及び交通機関利用生徒等は、学校に留まる。</p> <p>〔教室〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。 <p>〔廊下・階段〕</p> <ul style="list-style-type: none"> できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>〔グラウンド〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。 教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員の指示通り行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。

校外活動時	<p>基本的には帰宅する。ただし、状況により以下のようにする。</p> <p>〔所属校から離れている場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道、バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難地へ避難する。 ・避難については市あるいは地元市町村の指示に従う。 ・山くずれ、がけくずれ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 <p>〔所属校に近い場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。 ・自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ・デマ等に惑わされない。 ・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。
部活動時	<p>〔校内の場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ・一人で勝手に行動しない。 ・人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ・帰宅できない児童生徒等は顧問の指示に従う。 <p>〔校外の場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指定された避難地へ集団で避難する。 ・合宿地等が山くずれ、がけくずれ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

第2 応急教育

1 教育施設の確保

被害状況に応じ、次の措置を講ずる。

- (1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- (2) 校舎の被害は相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。
- (3) 学校施設の使用不能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- (5) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- (6) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

2 教職員の確保

市教育委員会は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講じるものとする。

- (1) 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- (2) 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

3 教科書・学用品等の給与

(1) 市及び県は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）をそう失又はき損し、就学上支障をきたしている小・中学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品等を給与する。

なお、災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間及び費用の限度額については、茨城県災害救助法施行細則による。

資料編　・茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

(2) 市は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

4 県立学校の授業料等の徴収猶予及び免除

県は、県立学校の授業料、入学料、入学者選抜手数料、受講料及び聴講料（以下「授業料等」という。）の納入義務者が被災により授業料等の徴収猶予若しくは免除が必要であると認められるときには、関係条例及び規則の規定により授業料等の徴収猶予若しくは免除の措置を講ずる。

5 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずるものとする。

- (1) 市は、学校を指定避難所に指定する場合、教育機能維持の観点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- (2) 市は、指定避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- (3) 指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- (4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- (5) 指定避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、指定避難所と同様の対応ができるよう努める。

第16節 建築物の応急復旧計画

地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住宅が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供し、又は、災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護していくものとする。

なお、この計画に定めがない事項は、風水害等対策計画編第2章第12節「応急仮設住宅設置及び住宅応急修理計画」の定めによるものとする。

第1 応急危険度判定

1 判定士派遣要請・派遣

（1）判定士派遣要請

市は、地震等による二次災害を防止するため、判定士及び被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。

（2）判定士等の派遣

県は市の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士等の派遣を行う。

2 応急危険度判定活動

（1）判定の基本的事項

ア 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。

イ 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

ウ 判定結果の責任については、市が負う。

（2）判定の関係機関

ア 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

イ 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

（3）判定作業概要

ア 判定作業は、市の指示に従い実施する。

イ 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」((一財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。

ウ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。

エ 判定は、原則として「目視」により行う。

オ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

カ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。

3 被災宅地危険度判定活動

（1）判定の基本的事項

ア 危険度判定は、被災した市長が行うものとする。

イ 県は、管下の被災した市の要請により、市の区域内における危険度判定活動を支援する。

ウ 判定結果の責任については、市長が負う。

(2) 判定の関係機関

ア 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。

イ 県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。

(3) 判定作業概要

ア 判定作業は、市長の指示に従い実施する。

イ 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。

ウ 判定調査票を用い、項目に従って調査の上判定を行う。

エ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。

第2 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理

風水害等対策計画編第2章第12節「応急仮設住宅設置及び住宅応急修理計画」を準用する。

第17節 土木施設の応急復旧計画

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

第1 道路の応急復旧

1 応急措置

市は、県と連携し被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカー等により巡回を実施する。また、地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、県等関係機関に報告を行うとともに、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

2 応急復旧対策

市は、県と連携し被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。

第2 その他土木施設の応急復旧

1 河川施設の応急復旧

河川施設管理者は、堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

2 農業用施設の応急復旧

地震により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。

農道については市において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

土地改良区は、農業用用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

土地改良区は、排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第18節 ライフライン施設の応急復旧計画

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、市は、県及び各事業者と相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

第1 上水道施設の応急復旧

1 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

県は、市から協力要請があった場合は、他の関係機関に対し協力を要請するなど広域的な作業体制の確保に努める。

(2) 応急復旧作業の実施

市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ・被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定期間の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

ア 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 水源施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

ウ 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

2 応急復旧資機材の確保

市は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

3 住民への広報

市は、断滅水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

資料編 ・指定給水装置工事事業者

第2 下水道施設の応急復旧

1 下水道停止時の代替措置

(1) 緊急汲取りの実施

市は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

(2) 仮設トイレの設置

市は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。

2 応急復旧の実施

(1) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧作業の実施

市は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂等の除去、管接合部漏水箇所の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒槽に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

3 住民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

資料編 ・排水設備指定工事事業者

第3 電力施設の応急復旧【東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社】

1 応急復旧の実施

(1) 通報、連絡

通報、連絡は、「通信連絡施設及び設備」に示す施設、設備及び電気通信事業者の回線等を利用して行うこととする。

(2) 災害時における情報の収集、連絡

ア 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、総支社、各地域本部及び第一線機関の本（支）部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

(ア) 一般情報

a 気象、地象情報

b 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

c 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への応対状況）

d その他災害に関する情報（交通状況等）

(イ) 当社被害情報及び東京電力グループ被害状況

a 電力施設等の被害状況及び復旧状況

b 停電による主な影響状況

c 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項

d 従業員の被害状況

e その他災害に関する情報

イ 情報の集約

上級本（支）部は、下級本（支）部からの被害情報等の報告及び独自に国、地方公共団体等防災関係機関から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

ウ 通話制限

(ア) 災害時の保安通信を確保するため、本（支）部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

(イ) 非常態勢の発令前であっても、保安通信を確保する上で必要と認めたときは、総支社及び第一線機関にあってはその長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

(3) 災害時における広報

ア 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス及びインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(4) 対策要員の確保

ア 対策要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。

(イ) 非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。

(ウ) 交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

イ 対策要員の広域運営

他電力会社並びに広域機関と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

(5) 災害時における復旧資材の確保

ア 調達

本（支）部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 本（支）部相互の流用

(ウ) 他電力会社等からの融通

イ 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段等により行う。

ウ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(6) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(7) 災害時における基本方針

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急性度を勘案して、

迅速・適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び予備品、貯蔵品等の活用により仮復旧を迅速に行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

配電線路応急工法による迅速、適切な復旧を行う。

(エ) 通信設備

可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用による通信を確保する。

(8) 復旧計画

ア 本（支）部は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する。

(ア) 復旧応援要員の必要な有無

(イ) 復旧要員の配置状況

(ウ) 復旧資材の調達

(エ) 電力系統の復旧方法

(オ) 復旧作業の日程

(カ) 仮復旧の完了見込

(キ) 宿泊施設、食糧等の手配

(ク) その他必要な対策

イ 上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

(9) 復旧順位

復旧計画策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復旧順位
送電設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 全回線送電不能の主要線路 ② 全回線送電不能のその他の線路 ③ 一部回線送電不能の主要線路 ④ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ② 重要施設に配電する中間配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 ② その他の回線
通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 給電指令回線（制御・監視及び保護回線） ② 災害復旧に使用する保安回線 ③ その他保安回線

第4 電話施設の応急復旧

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

1 電話停止時の応急措置

（1）通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

（2）災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

（3）通信の利用制限

通信が著しく輻そうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

（4）災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻そうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

2 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

地震災害対策計画編
第2章 災害応急対策計画
第18節 ライフライン施設の応急復旧計画

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

重要通信を確保する機関(各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる)	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※上記のうち特に重要なユーザ(緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等)については、最優先での対応に努める。

3 復旧を優先する電気通信サービス

- (1) 電話サービス(固定系・移動系)
- (2) 総合ディジタル通信サービス
- (3) 専用サービス(国際・国内通信事業者回線、社内専用線含)
- (4) パケット交換サービス(インターネット接続サービスを含む)
- (5) 衛星電話サービス

4 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	(2)に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、(3)に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引き続き出来るだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標とする。

*激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1ヶ月程度を要する場合(阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月)も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

【株式会社NTTドコモ(茨城支店)】

1 携帯電話の貸出し

災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに務める。

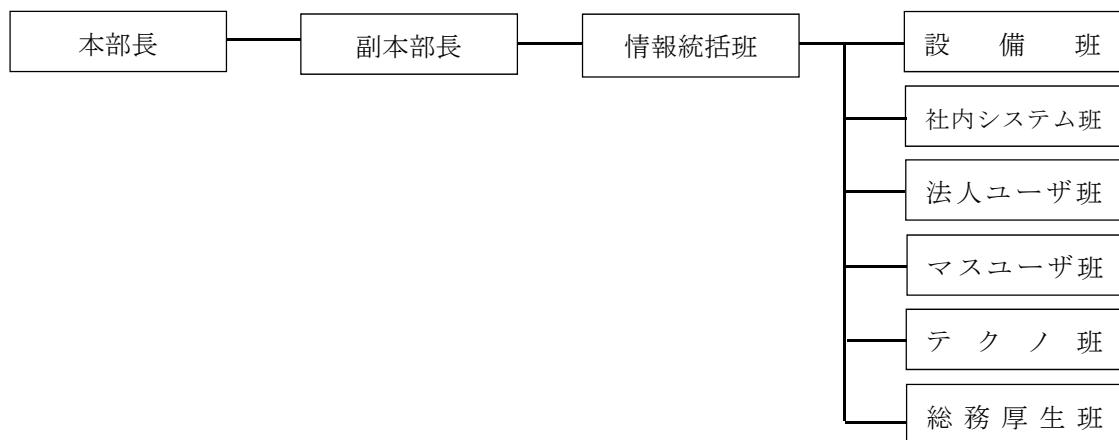
2 応急復旧の実施

(1) 災害対策本部の設置

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

地震災害対策計画編
第2章 災害応急対策計画
第18節 ライフライン施設の応急復旧計画

株式会社N T T ドコモ茨城支店災害対策本部組織図



第19節 防疫計画

風水害等対策計画編第2章第15節「防疫計画」を準用する。

第20節 清掃計画

風水害等対策計画編第2章第16節「清掃計画」を準用する。

第21節 障害物除去計画

風水害等対策計画編第2章第18節「障害物の除去計画」を準用する。

第22節 遺体の搜索及び処理埋葬計画

風水害等対策計画編第2章第17節「遺体の搜索及び処理埋葬計画」を準用する。

第23節 防災ヘリコプター要請計画

風水害等対策計画編第2章第23節「防災ヘリコプター要請計画」を準用する。

第24節 労務計画

風水害等対策計画編第2章第20節「労務計画」を準用する。

第3章 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画

第1節 計画作成の趣旨

昭和 53 年 6 月 15 日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年 12 月 14 日に施行された。この法律に基づき、昭和 54 年 8 月 7 日、「東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード：8 程度）」が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生ずるおそれのある震度 6 弱以上の地震動を受けると推定される市町村等の区域（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知の 6 県 167 市町村）が「地震防災対策強化地域」として指定された。

さらに、平成 14 年 4 月に「地震防災対策強化地域」が見直され、従来の 6 県 167 市町村から 8 都県、263 市町村（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に大幅に拡大された。

一方、本県の地域は、東海地震が発生した場合、概ね県南部で震度 5 弱、その他の地域は震度 4 以下と予想されていることから「地震防災対策強化地域」として指定されなかつたため、県は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の作成及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、近年における都市部や開発地域への人口、産業の集中、建築物の高層化、交通の輻ぞう、石油類等危険物の集積などの状況からみて、震度 5 弱の程度であっても地盤や建物等の性状によつては、ある程度の被害の発生が予想されるとともに、警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生も懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的とし、市地域防災計画（地震災害対策計画編）の第3章として「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」を作成した。

第2節 計画作成の基本方針

第1 基本的な考え方

警戒宣言発令時においても社会生活機能は、極力平常どおり維持することとし、警戒宣言発令から東海地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間に講すべき次の対応措置を定めるものとする。

- 1 警戒宣言の発令、東海地震予知情報の発表に伴う社会的混乱防止のための措置を講じるものとする。
- 2 地震による被害の未然防止又は軽減を図るための事前措置を講じるものとする。
なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のための必要な措置を講じるものとする。
- 3 警戒宣言発令及び翌日以降の対応措置については、特に区別しないことを原則とするが、学校、バス等区別をするものについては、別途の措置を講じるものとする。
- 4 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるとされていることから対策の優先度を配慮するものとする。
- 5 地震発生後の災害応急対策は、本編第2章災害応急対策計画により対処するものとする。

第2 前提条件

東海地震が発生した場合、本県の地域は、概ね県南部で震度5弱、その他の地域は震度4以下の程度とする。

ただし、長周期地震波の影響については、現在不明である。

第3節 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱

〔警戒宣言時（「東海地震情報」の発表に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定時を含む。）の対応措置に関するものとする。〕

第1 市

- 1 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- 2 災害応急対策実施の準備に関すること。
- 3 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- 4 道路の保全又は交通の危険防止及び社会秩序の維持に関すること。
- 5 避難の勧告・指示に関すること。
- 6 警戒区域の設定及び立入制限・禁止又は退去命令に関すること。
- 7 要配慮者の保護に関すること。
- 8 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- 9 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

第2 県

- 1 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- 2 災害対策本部の設置及び災害応急対策実施の準備に関すること。
- 3 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- 4 交通規制及び社会秩序の維持に関すること。
- 5 県所管に係る災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- 6 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

第3 指定地方行政機関

総則第5節「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱第2防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第4 自衛隊

総則第5節「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱第2防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第5 指定公共機関

総則第5節「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱第2防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第6 指定地方公共機関

総則第5節「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱第2防災関係機関の処理すべきじ事務又は業務の大綱」を準用する。

第7 住民等

1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

- (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の収集及び周知に関すること。
- (2) 自衛防災体制の確立に関すること。
- (3) 災害発生の予防措置に関すること。
- (4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信幅さう・交通混乱防止の協力に関すること。
- (5) 市等が実施する地震防災応急対策の協力に関すること。
- (6) 避難に関すること。

2 居住者等（居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体）

- (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の把握に関すること。
- (2) 火気使用の自主的制限等による出火防止措置に関すること。
- (3) 初期消火の準備に関すること。
- (4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信幅さう・交通混乱防止の協力に関すること。
- (5) 家庭の危険発生予想箇所の点検、応急修理に関すること。
- (6) 隣保共助による地域防災への協力に関すること。
- (7) 社会秩序維持の協力に関すること。
- (8) 避難に関すること。

資料編　・防災関係機関連絡先一覧

第4節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報等が発表される。

このため、東海地震注意情報等発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

第1 東海地震注意情報等の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震予知情報
- (2) 東海地震注意情報
- (3) 東海地震に関する調査情報（臨時）

第2 警戒体制への準備

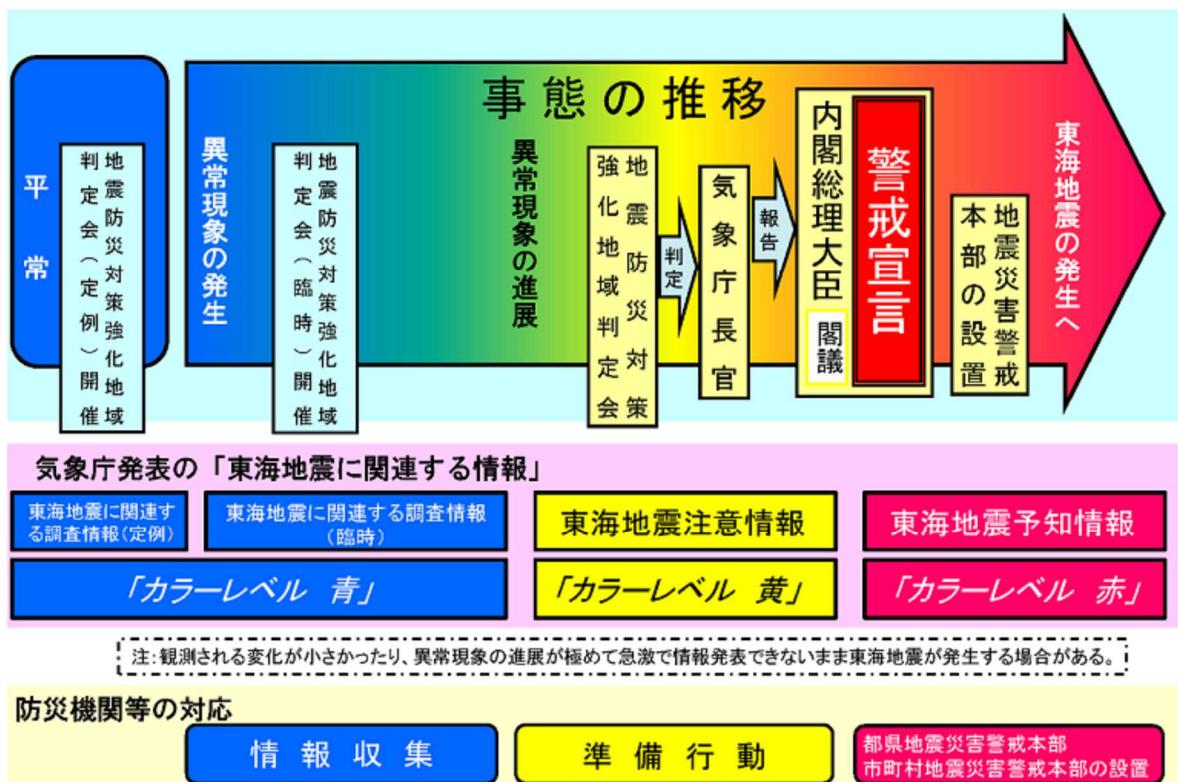
県から東海地震注意情報を受けたとき、又は了知したときは警戒宣言の発令に備えて速やかに対応できるよう措置するものとする。

主な事項は、次のとおりである。

- 1 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報伝達の準備
- 2 災害対策本部設置の準備
- 3 社会的混乱防止のための広報
- 4 その他必要な措置の準備

第3 警戒宣言、東海地震に関する情報について

1 東海地震に係る情報発表の流れ



2 東海地震に関連する情報

東海地震に関連する情報の種類

情報名	発表基準	
東海地震予知情報 [カラーレベル赤]	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合	
東海地震注意情報 [カラーレベル黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合	
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定期	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

3 警戒宣言

警戒宣言は、警戒宣言、警戒態勢を執るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨の通知に関する情報と、地震予知情報の内容を組み合わせたものを内閣府が作成して関係機関に通知されるものである。

訓練 東海地震の地震災害警戒宣言

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度6以上、その隣接地域では震度5程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

年 月 日

内閣総理大臣

第5節 警戒宣言発令時の対応措置

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これを受け、警戒宣言等の対応がとられる。

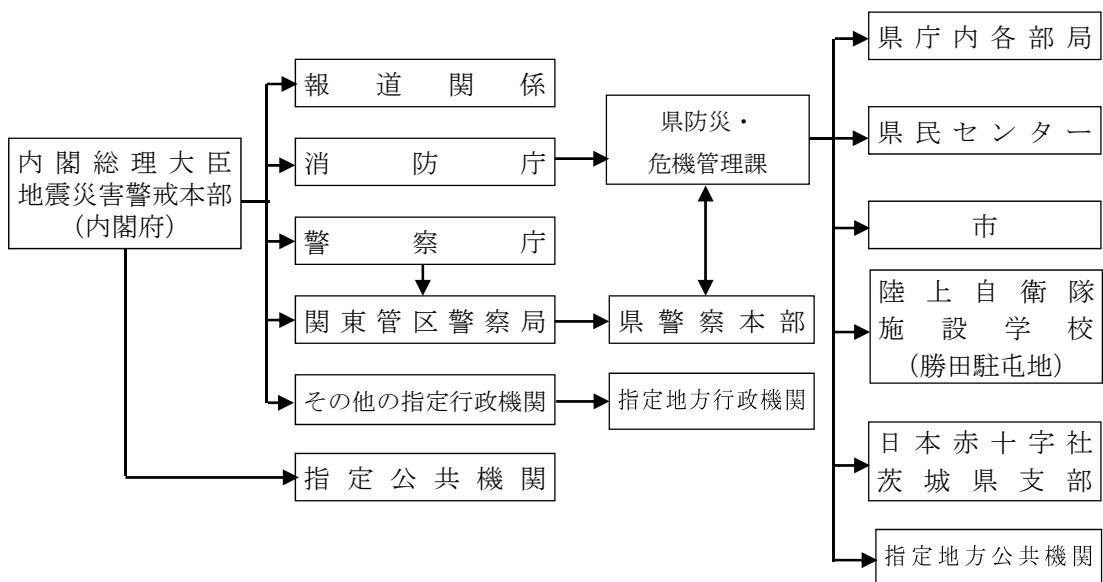
本節では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれがなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

第1 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達

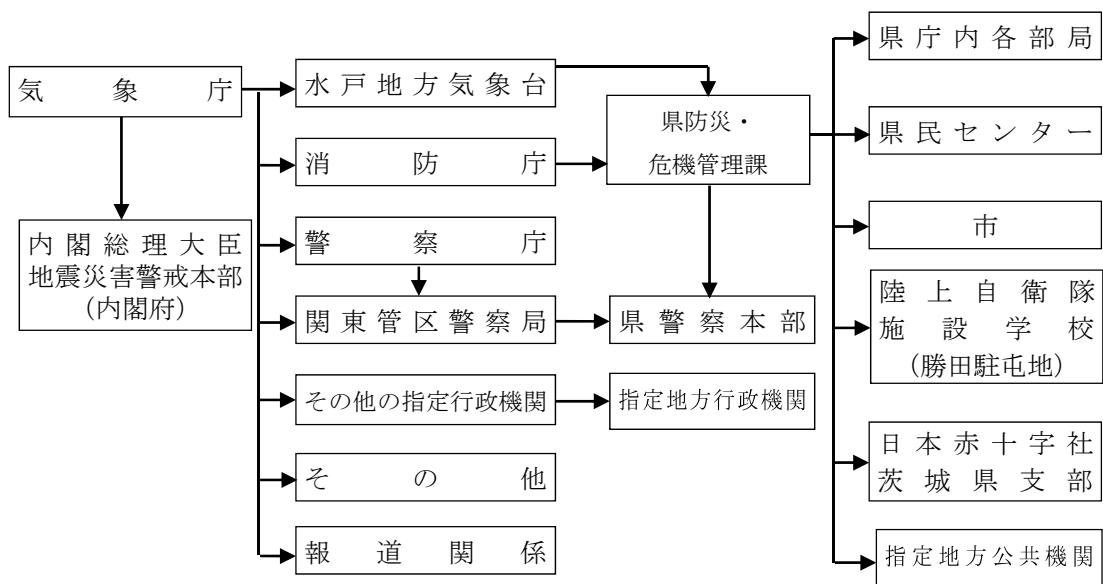
1 伝達系統

伝達系統は次の系統図による。

(1) 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統



(2) 東海地震予知情報伝達系統



2 伝達事項

- (1) 警戒宣言
- (2) 東海地震予知情報
- (3) 警戒解除宣言
- (4) その他必要と認める事項

3 住民等に対する警戒宣言の周知

- (1) 市は、警戒宣言の発令を了知した場合は地震防災信号、緊急速報メール、市防災行政無線、市情報メール、広報車等によるほか、自主防災組織等を通じて住民等へ周知するものとする。
- (2) 地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則第4条）

警鐘	サイレン
(5点) ●—●—●—●—●	(約45秒) ●—●—●—●—● （約15秒）

備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。
2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

第2 警戒体制の確立

警戒宣言が発令された場合は、市及び防災関係機関は、直ちに災害対策本部等を設置して、社会的混乱の未然防止を図るなど地震防災応急対策を実施するものとする。

その活動体制については、地域の実情に即した効果的な対策が実施できるよう確立するものとする。

1 市の体制

- (1) 東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。
- (2) 配備体制は、非常体制とする。
- (3) 市は、消防、警察等防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合、速やかに本編第2章災害応急対策計画に沿って応急対策ができるように準備する。

2 防災関係機関の体制

防災関係機関は、警戒宣言が発令されたときは、所掌事務又は業務に係る地震防災応急対策の実施及び東海地震発生時の災害応急対策の準備が円滑にできるよう必要な警戒体制をとるものとする。

第3 地震防災応急対策の実施

警戒宣言が発令されたときから東海地震が発生するまで、又は発生するおそれがなくなるまでの間において、災害発生の未然防止及び被害の軽減をあらかじめ図るため、市、県防災関係機関はもとより、一般住民にいたるまでそれぞれの責務を果すとともに、相互に協力して円滑な地震防災応急対策が実施できるよう努めるものとする。

1 広報対策

警戒宣言の発令、東海地震予知情報等の発表周知に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、市は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに住民等に対し、地域の実情に即した適切な広報を繰返し行い、その周知徹底を図るものとする。

(1) 広報の内容

- ア 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容
- イ 市長から住民への呼びかけ
- ウ 事業所及び居住者等が緊急にとるべき措置
- エ 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- オ 混乱防止のための措置
- カ その他状況に応じて事業所又は居住者等に周知すべき事項

(2) 広報の実施方法

市は、ホームページ、緊急速報メール、市防災行政無線、市情報メール、広報車等によるほか自主防災組織等を通じて行い、情報混乱が起こらないよう十分配慮するものとする。

2 消防、水防対策

警戒宣言が発令された場合、市は、県及び消防本部並びに防災関係機関と連携して地域の出火防止と初期消火の準備体制の確立について、必要な対策を講ずるとともに、地震に起因する河川等の堤防決壊等による浸水に備えて水防活動も併せて実施するものとする。

(1) 消防対策

市及び消防本部は、消防活動体制を確立するとともに防災関係機関と協力し、地域住民等が実施する火気使用の自粛等による出火防止、初期消火及び危険防止（家具類、ブロック（石）塀、看板、屋根瓦等の倒壊、落下防止）対策等の地震防災応急対策の徹底が期せられるよう、広報又は巡回点検など必要な措置を講ずるものとする。

(2) 水防対策

東海地震が発生した場合、河川等において、出水時等の悪条件が重なったとき、不測の事態が生ずるおそれもあるため、市は、防災関係機関等と緊密な連携をとり、浸水による災害の未然防止と被害の軽減を図るものとする。

主な措置は次のとおりである。

- ア 水防体制の確立
- イ 重要水防箇所の点検・監視
- ウ 水防資機材の点検・整備
- エ 避難の勧告・指示及び誘導
- オ その他必要な措置

3 警備、交通対策

県警察本部は、警戒宣言が発令された場合、陸上・海上における交通混雑、犯罪並びに災害の発生を未然に防止するため、東海地震注意情報を受けた場合は、早期に必要な警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を実施するものとする。

(1) 警備対策

- ア 警備本部の設置

県警察本部に総合警備本部、警察署に現地警備本部をそれぞれ設置する。

- イ 部隊の編成

警備部隊の編成は次のとおりとする。

- ア 県警察本部部隊

警察署部隊

- ウ 警備部隊の配置

混乱の予想される場所の実態把握に努めるとともに、必要に応じ部隊を配置する。

(2) 交通対策

- ア 交通規制の目的

警戒宣言発令時における交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、防災関係機関が実施する避難及び緊急輸送の円滑化を図るとともに、地震が発生した場合における交通対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

- イ 交通規制の基本方針

(ア) 緊急交通路を確保するため、関東管区警察局及び近隣都県と連携して、国道4号線、国道6号線、国道51号線及び常磐自動車道において、地震防災対策強化地域方面に向かう一般車両流入抑制のための交通規制等を行う。

(イ) 地震防災対策強化地域及びその隣接都県から本県に流入する車両の通行は、交通の混乱が生じない限り制限しない。

- ウ 交通規制等の内容

警戒宣言が発せられた場合、国道4号線、国道6号線及び国道51号線の主要交差点、交通検問所等に警察官を配置し、交通整理、誘導、交通情報収集及び運転者に対する交通情報の提供等を行う。

地震災害対策計画編
第3章 東海地震の警戒宣言発令時の対応第措置計画
第5節 警戒宣言発令時の対応措置

エ 運転者の取るべき措置

警戒宣言が発せられた場合における自動車運転者の取るべき措置を次のとおり周知する。

○走行中の車両

- ① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
- ② 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままでし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

○車両による避難の禁止

避難のために車両を使用しないこと。

4 危険物等施設対策

警戒宣言が発令された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者（以下「管理者等」という。）は、地震に起因する施設の破壊に伴う危険物等の流出、爆発、火災など二次災害発生防止の必要な措置を講じ、安全確保に万全を期するものとする。

(1) 危険物等施設

危険物等取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- ア 施設の応急点検・監視及び修理
- イ 危険物の流出及び出火防止措置
- ウ 必要に応じ運転（操業）制限又は一時停止の措置
- エ 自衛消防体制の確立
- オ 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- カ 消防設備・資機材の点検・整備
- キ 周辺住民の安全確保措置
- ク その他必要な措置

(2) 高圧ガス施設

高圧ガス取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- ア 警戒宣言等の周知徹底（事業所及び消費家庭）
- イ 自衛保安要員の確保と警戒体制の確立
- ウ 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- エ 高圧ガス取扱施設の点検・整備
- オ 必要に応じ操業の制限又は停止
- カ 防毒マスク、消火設備等の防災資機材の点検・整備

(3) 火薬類施設

火薬類取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- ア 警戒宣言時の周知（事業所内）
- イ 自衛保安要員の確保と警戒体制の確立
- ウ 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- エ 火薬庫等施設の再点検

地震災害対策計画編
第3章 東海地震の警戒宣言発令時の対応第措置計画
第5節 警戒宣言発令時の対応措置

- オ 防消火設備の点検・整備
- カ 必要に応じ取扱作業の制限又は停止

(4) 毒劇物施設

- 毒劇物取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。
- ア 貯蔵施設等の緊急点検
- イ 巡視の実施
- ウ 充填作業、移し替え作業等の停止
- エ 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置
- オ 東海地震予知情報の収集
- カ 消防、警察署等に対する通報体制の確立

(5) 放射性物質施設

知事は、警戒宣言が発令されたときは、県公害技術センター、文部科学省水戸原子力事務所及び事業所に対し（原子力を含む。）、緊急モニタリング資機材の点検、緊急モニタリング計画の確認等を行い、緊急モニタリングの体制を確立するよう指示又は要請する。

また、事業所の長は、原子力災害の発生防止対策を速やかに実施するとともに、その実施状況を知事及び関係市町村長に報告するものとする。

- ア 独立行政法人日本原子力研究開発機構

現地対策本部を設置し、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 原子力施設及び設備の巡視点検
- (イ) 緊急モニタリング体制の整備
- (ウ) 災害対策用資機材の準備、設備の予防強化
- (エ) 通報連絡体制の確認

- イ 日本原子力発電株式会社

災害対策機関を設置し、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 発電所施設及び設備の巡視点検
- (イ) 緊急モニタリング体制準備
- (ウ) 災害対策用資機材の準備、設備の予防強化
- (エ) 通報連絡体制の確認

5 公共施設対策

警戒宣言発令時においても、原則として社会生活機能は平常どおり維持するものとする。このため、公共施設の管理者は、通常業務の継続に努めるとともに、不測の事態にも迅速・的確に対処できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(1) 電話（東日本電信電話株式会社）

茨城支店管内は大規模地震対策特別措置法で定めている地震防災対策強化地域に該当せず、また東日本電信電話株式会社（本社）が定めている「東海地震対策実施要領」の周辺地域にも該当しないが、防災上の観点から周辺地域と同等の対策を実施することとしており、その実施内容は、次のとおりである。

地震災害対策計画編
第3章 東海地震の警戒宣言発令時の対応第措置計画
第5節 警戒宣言発令時の対応措置

【可能な限りにおいて取り扱う業務】

1. 一般加入電話からのダイヤル通話	トラヒック状況に応じて利用制限を行う。
2. 一般電報の発信及び電話による配達	避難命令発令下においては、代替局に切替えて、業務を取扱う。強化地域に着信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。
3. 営業窓口	営業時間中は開けておき、緊急度の高い電報の受付、架設申込みの応対等緊急かつ重要な業務を行う。
4. 防災関係機関等からの緊急な要請への対応	警戒本部にて状況判断のうえ、その場の状況に応じた対応を行う。また、故障申告は、別に受付け電話を設けて対応する。
(1) 故障修理	
(2) 臨時電話、臨時専用線等の開通工事	

(2) 電力 (東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社、株式会社 J E R A)

ア 業務営業の方針

電力の供給は継続する。

イ 施設の保全

警戒宣言が発令されたときは、東海地震予知情報に基づき、電力施設に関する次に掲げる項目の予防措置を講ずる。

(ア) 特別巡視、特別点検等

東海地震予知情報に基づき、電力施設等に対してはあらかじめ定める特別巡視、特別点検等方針により実施する。

(イ) 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた人身安全及び設備保全上の応急措置をあらかじめ定める応急安全措置の方針により実施する。

ウ 利用者対策等

(ア) 避難誘導

発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講じる。

(イ) 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) 上下水道

ア 上水道対策

(ア) 緊急貯水の実施

市は、災害時における応急給水に備え、緊急貯水を実施するとともに、住民においても緊急貯水を実施するものとする（このため、一時的に多量の水道水の確保が必要となるので、緊急貯水に係る措置に関する要領等を定めるなど、その確保方策の内容を明示するものとする。）。

また、住民の緊急貯水に関する広報についても、必要に応じて明示するものとする。

(イ) 施設点検及び工事の中止

市は、二次災害の防止等を図るため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等水道施設の点検及び水道に係る工事の中止の措置をとるものとする（このため、その措置に関する要領を定めるなど、具体的な実施内容について明示すること。）。

イ 下水道対策

(ア) 業務の方針

警戒宣言が発令された場合においても、利用者への影響が軽減されるよう適切に対処するとともに、地震による災害発生の未然防止に努めるものとする。

(イ) 人員・資機材の点検確保

a 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒体制を確保する。

b 資機材の点検確保

応急措置用資機材の点検整備を行う。

(ウ) 施設の保安措置

東海地震予知情報に基づき、次に掲げる保安措置を講じる。

a 特別巡視及び特別点検等

下水道施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

b 工事中の施設についての対策

工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

(エ) 危険物等に対する保安措置

a 石油類等危険物の取扱い装置については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉めるとともに、火気厳禁の指令及び付近住民を近づけないようにする。

b 塩素ガス等

(a) 緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量を確認する。

(b) 塩素室の各扉を開鎖し、外部への漏洩防止策を講じる。

(c) 状況に応じ塩素ガスポンベの元バルブ閉鎖を行う。

c 消火ガス

(a) 消火槽各槽及びガスタンクの安全装置を点検する。

(b) 状況に応じ消火槽各槽及びガスタンクの元バルブ閉鎖を行う。

d 化学薬品等取扱い施設

- (a) 転倒、落下、流出拡散防止等の措置を講じる。
- (b) 引火又は混合混じょく等による出火防止措置を講じる。

(4) 運輸機関（関東鉄道株式会社）

ア 鉄道輸送対策

警戒宣言が発せられたときは、速やかに気象台その他関係機関と連絡し、当社線地域における予想震度、発生予想時刻、その他の情報の収集に努め、沿線において震度4以上に達するおそれがあると認められるときは、次の定めるところに準じ、運転規則を行う等、適切な運転指示をしなければならない。

この場合において、警戒宣言の期間が長期にわたるときは、他社連絡線の運転状況等に応じ、別に定める地震ダイヤにより運転するものとする。

(ア) 震度が4の場合

全列車毎時25km以下速度で注意運転し、安全が確認できた区間から解除する。ただし、夜間においては、状況に応じて毎時15km以下の速度とする。

(イ) 震度が5弱以上の場合

一旦全列車の運転を中止し、速やかに社内規程（運転取扱心得）に定める点検を指示し、運転に支障のないことが確認できた区間から運転を再開する。この場合、状況に応じて速度制限その他の規制をする等、安全運転の確保に十分配慮する。

イ バス輸送対策

異常気象時処理要項に基づき次の措置を講ずるものとする。

(ア) 対策本部の措置

情報の収集・伝達、道路状況及び運行状況の把握、また、状況の変化に応じ逐次指示、注意を与える。

(イ) 対策支部の措置

運転中における乗務員との連絡（貸切乗務員はハンドブック携行）、運転上必要な注意、運転中止の時期及び復旧の時期

6 教育、医療、社会福祉施設対策

(1) 教育施設

学校は、警戒宣言が発令されたときは、次の措置を講じて、児童生徒等の生命の安全確保並びに施設の安全管理に万全を期するものとする。学校以外の教育機関については、学校に準じた措置を講じて、利用者の生命の安全及び施設の安全管理に万全を期するものとする。

ア 警戒宣言の内容の周知徹底

(ア) 市長は、市教育委員会を通じて、管内に所在する学校の長に対して、警戒宣言、東海地震予知情報及び警戒解除宣言等を伝達し、必要な指示をする。

(イ) 校長等は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに、市（災害対策本部等）及び地域の関係機関と連携を図り、情報を収集し、警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を教職員に周知させるものとする。

地震災害対策計画編
第3章 東海地震の警戒宣言発令時の対応第措置計画
第5節 警戒宣言発令時の対応措置

(ウ) 教職員は、児童生徒等に警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を知らせ、適切な指示をする。なお、この際、児童生徒等に不安・動搖を与えないよう配慮する。

イ 児童生徒等の安全確保

(ア) 授業の中止等

- a 警戒宣言が発令されたときは、授業又は学校行事を直ちに打ち切る。
- b 学校は、警戒宣言が解除されるまで休業する。
- c 校外指導時において警戒宣言が発令されたときは、速やかに学校と連絡をとり、原則として、直ちに帰校、帰宅又は待機の措置をとる。

(イ) 児童生徒等の保護及び安全な下校

校長等は、教職員に、児童生徒等の安全な場所への避難並びに名簿による氏名及び人数の確認を行わせた上、児童生徒等の下校の安全性を確認し、次の方法により児童生徒等を速やかに帰宅させるものとする。

a 幼稚園

緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

b 小・中学校

あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法（通学班等）により帰宅させる。

なお、心身に障害のある児童生徒等については、緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

c 高等学校

実情に応じて、適切な方法で帰宅させる。

なお、交通機関利用者については、交通機関運行状況等を把握の上、適切な方法で帰宅させる。

d 特別支援学校

(a) スクールバスで通学している児童生徒等

緊急連絡網等により、引き渡しの時刻及び場所を連絡し、直接保護者に引き渡す。

(b) スクールバス以外で通学している児童生徒等

緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

(c) 寄宿舎に入舎している児童生徒等

寄宿舎に帰し、寄宿舎内で保護し、緊急連絡網等により連絡し、状況に応じて直接保護者に引き渡す。

e その他

小学校、特別支援学校及び幼稚園の児童生徒等で保護者が留守等の者は、学校で一時保護し、直接保護者に引き渡す。

(ウ) 登下校中又は在宅中に警戒宣言が発令された場合の措置

- a 登下校中の場合は、直ちに帰宅し、家族と行動をともにする。
- b 在宅中の場合は、家族と行動をともにする。

地震災害対策計画編
第3章 東海地震の警戒宣言発令時の対応第措置計画
第5節 警戒宣言発令時の対応措置

ウ 学校施設の安全管理

(ア) 出火防止

二次災害を防止するため、電気及びガスの設備並びに火気使用場所や器具等の点検及び巡視を行う。

(イ) 消火器具及び設備の点検

防火用水、消火器及び消火栓等を点検する。

(ウ) 倒壊及び落下防止

ロッカー、下駄箱、掲示物及び体育器具等を点検し、倒壊及び落下を防止する。

(エ) 非常時搬出物品の確認と準備

重要な書類及び物品を確認し、搬出できるよう準備する。

(オ) 薬品の管理

火災及び有毒ガスの発生等のおそれのある薬品は、所定の保管庫に収納する。ただし、保管庫に収納できない物については、地中に埋蔵するなど適切な措置を講じる。

エ 教職員の確保

校長等は、当該学校の防災計画に基づき、地震防災応急対策活動に必要な教職員を確保するものとする。

オ 学校のとるべき事前措置

学校は、前記対策を適切に実施するために、あらかじめ次の措置を講じる。

(ア) 校長等は、この対策の実施方法等について、実情に応じて具体的に定める。

(イ) 校長等は、教職員に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに教職員の役割等について具体的に周知する。

(ウ) 教職員は、児童生徒等に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに児童生徒等の行動等について、具体的に指導し、安全教育の徹底を図る。

(エ) 校長等は、保護者に対して、警戒宣言発令時の学校の安全対策について周知し、特に次のことについて協力を得る。

a 警戒宣言の性格と学校の授業中止等の措置

b 児童生徒等の登下校の具体的方法

c 緊急連絡網の整備

(2) 医療機関

警戒宣言が発令された場合、各医療機関は次の措置を講じるものとする。

ア 外来診療は、可能な限り平常どおり行うこととするが、手術、検査等は、医師が状況に応じて適切に対処する。

イ 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

ウ 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。

エ 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

オ 消防計画に基づく職員の分担業務を確認する。

また、日本赤十字社（茨城県支部）が行う必要な措置は次のとおりである。

地震災害対策計画編
第3章 東海地震の警戒宣言発令時の対応第措置計画
第5節 警戒宣言発令時の対応措置

- (ア) 被害者の収容及び診療ができるよう赤十字病院長に連絡し、体制の整備に努める。
- (イ) 病院等に対して血液の供給が迅速かつ円滑に行われるよう血液センター長に連絡し、体制の整備に努める。
- (ウ) 赤十字病院長に連絡し、医療救護班が迅速に出動できるよう体制の整備に努める。

(3) 社会福祉施設

ア 防災組織の編成、任務分担を確認し、体制を確立する。

イ 情報の収集・伝達

施設長等施設職員は、入所者の保護者等や消防署、警察署、市災害対策本部等に連絡をとり、正確な情報の収集及び伝達を行う（特に通園施設（中でも保育所等）においては、警戒宣言が保育時間中に発令された場合、保護者からの引取り等の問い合わせが集中すると考えられるので、事前に連絡方法や対策を講じておく必要がある。）。

ウ 消火活動の準備

危険箇所、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等出火防止のための措置を行う。

エ 救護活動の準備

救急医薬品の確保、緊急救護所の設置を行う。

オ 応急物資の確保

食糧・飲料水等の確保を行う。

カ 安全指導

(ア) 設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる備品の除去等を行うとともに、入所者に現在の状況を連絡し、不必要的動搖を与えないようにする。

(イ) 施設の立地条件、耐震性等から判断して、必要に応じ入所者等を避難場所に避難させる。

(ウ) 入所者の保護者への引き継ぎは、原則として保護者が直接施設又は避難場所へ引き取りに来た場合にのみ行う。

7 がけ崩れ等危険区域対策

警戒宣言が発令された場合、市は関係機関の協力を得て次の措置を講じ、災害の未然防止に万全を期するものとする。

- (1) 地すべり防止区域、山崩れの危険が予測される区域等の点検を行う。
- (2) 市は県の指導により地すべり、山崩れ等の危険が予測される地区に対し、避難勧告等の適切な措置を行う。
- (3) 前記区域内で工事中のものがある場合は工事又は作業関係者に対し、工事又は作業を中止して安全対策を講じるよう指示するとともに、工事箇所への立入禁止等の措置をとる。

資料編　・土砂災害警戒区域等指定箇所一覧

8 生活物資対策

警戒宣言が発令された場合、市は関係機関・事業者・団体及び住民の協力を得て、日常生活物資の著しい不足、価格の異常高騰等による経済生活混乱の未然防止に努めるものとする。

(1) 出荷団体等

生産地、出荷団体及び出荷者に対し、市場等への出荷要請を行う。

(2) 大型店等

商工会を通じ、又は直接、百貨店、スーパーマーケット等の大型店に対して、顧客等の混乱防止及び安全確保を図りつつ、極力通常通りの営業を継続するよう要請する。

(3) 買占め、売り惜しみ、便乗値上げ防止の呼びかけ

(4) その他の協力

第4 住民等のとるべき措置

警戒宣言が発令された場合、住民等は東海地震に係る災害発生の未然防止又は被害の軽減を図るため、自ら又は協力して必要な措置をとるとともに、市長等が実施する地震防災応急対策に協力するものとする。

1 家庭

(1) 警戒宣言発令中は、テレビやラジオのスイッチは常に入れておき、正確な情報をつかむこと。

また、市役所や消防署、警察署などからの情報に注意すること。

(2) 警戒宣言が発せられたとき家にいる人で、家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかること。

(3) いざというときの身を置く場所を確認し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。

(4) 火気の使用は自粛すること。

(5) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。

(6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。

(7) 身軽で安全な服装になること。

(8) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。

(9) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認すること。

(10) 自主防災組織は配置につくこと。

(11) 不要不急の自家用自動車や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。

2 職場

(1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従いできる限りの措置をとること。

(2) いざというときの身を置く場所を確認し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。

(3) 火気の使用は自粛すること。

(4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物等の保安に注意し、危険箇所を点検すること。

(5) 職場の自衛消防組織の出動体制を確認すること。

(6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。

(7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。

(8) 不特定かつ多数の者が出入する職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(9) 正確な情報の把握に努めること。

(10) 近くの職場同士で協力し合うこと。

(11) 自家用自動車による出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。